



緊急事態宣言発出に係る 県の対応について

令和3年7月30日

措置開始からの居住市町村別県内新規感染者の発生状況

※下記表は、4月21日から、1週間ごとの10万人あたりの新規感染者数を、市町村別に記載しております。
 ※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

25人以上(ステージⅣ)	紫	
15人~25人(ステージⅢ)	赤	
10人~15人(ステージⅡ)	黄	

	4.21~4.27	4.28~5.4	5.5~5.11	5.12~5.18	5.19~5.25	5.26~6.1	6.2~6.8	6.9~6.15	6.16~6.22	6.23~6.29	6.30~7.6	7.7~7.13	7.14~7.20	7.21~7.27	
横浜市	16.47	17.72	17.43	19.77	19.56	15.41	15.59	13.17	13.57	16.13	16.26	22.22	31.75	36.67	横浜市
川崎市	22.60	25.92	25.40	25.98	28.32	17.73	18.25	17.60	15.72	15.33	18.51	30.07	44.82	63.98	川崎市
相模原市	13.97	10.65	14.11	18.53	14.66	23.38	16.46	12.59	11.20	11.76	14.66	30.84	24.62	37.76	相模原市
横須賀市	9.99	14.09	11.02	21.01	12.30	9.22	9.74	11.27	14.09	14.35	17.17	21.01	19.73	29.72	横須賀市
藤沢市	12.36	13.51	17.86	14.65	10.07	9.39	7.56	6.41	8.01	9.39	9.39	13.05	23.81	41.67	藤沢市
茅ヶ崎市	11.97	14.85	8.67	15.27	14.44	5.78	3.30	8.67	3.71	4.54	4.13	10.32	18.98	35.07	茅ヶ崎市
寒川町	6.18	12.36	4.12	14.42	26.79	6.18	2.06	4.12	10.30	8.24	10.30	16.48	4.12	12.36	寒川町
平塚市	9.31	8.93	11.64	44.63	25.23	5.43	12.42	9.31	6.21	10.48	9.31	18.63	23.29	25.23	平塚市
二宮町	3.63	3.63	3.63	3.63	10.89	10.89	18.16	10.89	3.63	7.26	3.63	7.26	7.26	21.79	二宮町
大磯町	16.07	6.43	16.07	3.21	3.21	0.00	16.07	3.21	9.64	3.21	0.00	12.85	9.64	19.28	大磯町
秦野市	4.87	4.26	12.17	8.52	14.00	14.61	9.74	10.35	14.61	7.91	20.09	9.74	19.48	29.82	秦野市
伊勢原市	24.49	28.41	14.69	16.65	13.71	17.63	13.71	8.82	4.90	1.96	14.69	17.63	11.75	19.59	伊勢原市
鎌倉市	17.93	17.93	15.04	14.46	5.78	9.83	8.10	5.20	4.63	4.63	7.52	28.91	41.06	63.03	鎌倉市
逗子市	8.77	10.53	5.26	7.02	8.77	15.79	5.26	3.51	5.26	10.53	10.53	12.28	19.30	29.83	逗子市
葉山町	19.02	6.34	12.68	19.02	12.68	6.34	0.00	0.00	6.34	9.51	9.51	3.17	6.34	19.02	葉山町
三浦市	9.57	11.96	14.35	14.35	4.78	2.39	16.74	11.96	4.78	2.39	7.18	11.96	4.78	19.14	三浦市
小田原市	9.52	5.29	17.46	22.75	15.87	15.34	20.63	12.70	15.87	16.93	13.22	24.33	23.28	26.45	小田原市
箱根町	0.00	0.00	27.46	54.92	18.31	36.61	9.15	9.15	18.31	9.15	0.00	18.31	0.00	0.00	箱根町
湯河原町	4.26	4.26	12.78	25.55	21.29	0.00	4.26	8.52	8.52	12.78	0.00	8.52	29.81	34.07	湯河原町
真鶴町	0.00	0.00	14.87	14.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.87	59.49	14.87	14.87	真鶴町
南足柄市	2.42	2.42	4.85	24.24	7.27	2.42	14.54	14.54	9.69	4.85	16.97	7.27	19.39	26.66	南足柄市
山北町	0.00	0.00	0.00	0.00	20.99	10.49	10.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	73.45	20.99	山北町
中井町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.79	21.57	10.79	10.79	0.00	0.00	0.00	43.14	0.00	中井町
大井町	0.00	0.00	5.86	29.30	41.03	11.72	23.44	17.58	11.72	35.17	0.00	5.86	11.72	82.05	大井町
松田町	9.36	0.00	0.00	9.36	28.08	0.00	9.36	9.36	0.00	0.00	0.00	18.72	28.08	0.00	松田町
開成町	27.47	10.99	5.49	10.99	0.00	10.99	5.49	16.48	27.47	0.00	27.47	0.00	5.49	38.45	開成町
厚木市	21.00	19.21	22.79	19.66	16.53	17.87	26.81	23.68	20.11	24.13	17.43	16.98	17.87	29.94	厚木市
海老名市	13.28	23.61	30.25	22.87	25.82	13.28	22.13	9.59	7.38	7.38	12.54	24.34	28.03	25.82	海老名市
座間市	13.00	10.71	10.71	21.41	10.71	9.18	8.41	18.36	16.06	13.77	18.36	18.36	22.18	22.18	座間市
愛川町	Kanagawa Prefectural Gov	10.19	10.19	38.21	7.64	5.09	10.19	28.02	12.74	22.92	25.47	0.00	33.11	5.09	愛川町
清川村	32.84	32.84	0.00	32.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	98.52	清川村
大和市	11.71	8.78	19.65	21.74	12.13	9.62	17.14	8.36	8.78	12.13	10.04	13.80	33.45	48.09	大和市
綾瀬市	18.99	22.55	24.92	22.55	23.74	10.68	14.24	5.93	13.06	11.87	4.75	4.75	22.55	48.66	綾瀬市

緊急事態宣言措置の考え方

- 本県は、神奈川県版緊急事態宣言を発出し、東京都の緊急事態措置と同等の措置を講じてきた。
- そうした中、感染者が激増し、医療崩壊目前の状況になっている。
- この状況を乗り越えるため、本県を含む3県への緊急事態宣言を機に、より強いメッセージを発信し、徹底的に人流の抑制を図り、感染拡大を抑える必要がある。



特措法に基づく緊急事態宣言発出

県内全域を対象

酒類（持込み含む）又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請（現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請）
特措法第45条第1項、第2項に基づく、人流抑制の徹底

宣言期間は、8月2日から8月31日までとする。

県民への要請

特措法第45条第1項等に基づく要請

○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、
屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- ・ 特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や
普段行動をとともにしている仲間と少人数で

○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

○ 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない

○ 飲食する場合には、昼夜を問わずマスク飲食の実践、 短時間・少人数の徹底、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策等の徹底

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

事業者への要請（飲食店等）

○酒類（持込み含む）又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請（法第45条第2項）
（現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請）

○酒類（持込み含む）又はカラオケ設備を提供しない飲食店等には、営業時間の短縮（5時から20時まで）を要請（法第45条第2項）

○まん延防止等の措置（法第45条第2項）

- ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 事業所の消毒
- ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・ 施設の換気
- ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保
- ・ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置

○必要に応じて以下の措置を講じる。

- ・ 要請に応じない事業者への命令（法第45条第3項）
- ・ 要請・命令時の公表（法第45条第5項）
- ・ 命令のための立入検査等（法第72条）
- ・ 命令違反等に対する過料（法第79条、80条）

○全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

大規模集客施設への要請

施設区分	措置内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件50%以内 床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下： 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、 ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、 陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、 スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件50%以内 床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下： 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	床面積の合計が1000平米以下： 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下： 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く

事業者への要請（飲食店等以外の施設）①

施設区分	措置内容
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
葬祭場	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
図書館	入場整理の働きかけ
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

事業者への要請（飲食店等以外の施設）②

○ 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請（法第45条第2項）

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱、その他の症状のある者、感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置や利用者の適切な距離の確保

○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ

○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。

○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

事業者への要請（イベントの制限）

措置内容

○収容人数等の要請（法24条第9項）

施設の収容定員

人数上限 5000人
かつ

収容率要件 50%以内

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○営業時間短縮の働きかけ

【時間】5時から21時まで

飲食を伴うテナントは、5時から20時まで

施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛

○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

強化する取組

○病床確保フェーズの引き上げ

特に入院者数が増えている中等症・軽症の病床を、フェーズ3(1,316床)からフェーズ4(1,591床)に引き上げ ※重症病床(159床)

○宿泊療養施設のさらなる確保

複数ホテルで900室以上の確保に向けて調整中(8月中)

○抗原検査キットを活用した新たな感染拡大抑制策

県独自に、県民への配布を行うとともに、国と連携し、学校等を通じてさらに配布対象の拡充を検討

措置の強化及び実効性を確保する取組

○20時以降の飲食店に対する見回り、働きかけの強化

職員による見回りに加え、委託事業者も活用した対応

○特措法の厳正な運用

要請に応じていただけない事業者に対する命令、罰則の適用など

○協力金の迅速支給及び早期給付の周知広報による活用促進

先行交付の実施など

○県立学校の部活動に関する対策の強化

練習試合の原則禁止、活動場所を校内として自校生徒のみとするなど

※大会等の14日前以降、校長が認める練習試合は可能

○県民利用施設の対応強化

原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和3年7月30日制定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年7月30日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年8月2日～8月31日

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で行動、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることを要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 法第45条第1項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く。以下「飲食店等」という。）、カラオケ店に対し、次のとおり要請する。

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業を要請する。（法第45条第2項）

上記以外の飲食店等に対して、営業時間の短縮（5時から20時までとする。）を要請する。（法第45条第2項）

- 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請する。（法第45条第2項）
 - ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨
 - ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導
 - ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・ 手指の消毒設備の設置
 - ・ 事業所の消毒
 - ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
 - ・ 施設の換気
 - ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保
- 必要に応じて以下の措置を講じる。
 - ・ 要請に応じない事業者への命令（法第45条第3項）
 - ・ 要請・命令時の公表（法第45条第5項）
 - ・ 命令のための立入検査等（法第72条第2項）
 - ・ 命令違反等に対する過料（法第79条、法第80条第2項）
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

イ その他の施設への対応

- 法施行令第11条第1項に規定する施設については、時短営業等について要請又は働きかけを行う。

施設区分	措置内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂など	1000平米超：5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	※但し、イベント開催以外の場合は20時まで ※映画館の上映は5時から21時までの営業時間短縮要請（1000平米超）又は働きかけ（1000平米以下）
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	人数上限5000人かつ収容率50%以内 入場整理等の働きかけ
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催の場合は21時まで
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内 入場整理等の働きかけ
マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ 入場整理等の働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 家電量販店 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請（但し生活必需物資を除く） 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ（但し生活必需物資を除く）
	入場整理等の働きかけ

施設区分	措置内容
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
葬祭場	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛の働きかけ 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことの働きかけ
図書館	入場整理の働きかけ
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理の実施
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛の働きかけ 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことの働きかけ

※1 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請（法第45条第2項）

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保

※2 特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）に対し、施設内外に混雑が生じることがないように、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底を働きかけるとともに、ホームページ等を通じて広く周知する

- 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

施設の収容定員	
10,000 人以下	10,000 人超
収容定員の半分まで可	5,000 人まで可

- 営業時間短縮を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインの遵守等を要請（法第24条第9項）

※ 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

カ 高齢者施設等への要請

- 高齢者施設等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、県又は保健所設置市が行う施設従事者への P C R 検査等の受検を促すよう要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3（2）ア及びイの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。
- 3（2）アについては、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨等を支給の条件とする。
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 医療提供体制の確保等の取組

（1）病床確保

- 入院者数が増えている中等症・軽症の病床について、医療機関との協定に基づくフェーズを引き上げ、最大確保病床数と同数の即応病床を確保する。
- 引き続き、後方支援病院の充実・搬送体制の確保に取り組む。

（2）自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

（3）宿泊療養施設の確保

- 新たに複数ホテルで 900 室以上の宿泊療養施設の確保に向けて取り組む。
- 現在確保している宿泊療養施設についても、引き続き、利用率向上に向けた取組を行う。

（4）医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策

に対する支援に努める。

- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 抗原検査キットを活用した新たな感染拡大抑制策として、県独自に、県民への配布を行うとともに、国と連携し、学校等を通じてさらに配布対象の拡充を検討する。
- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、事業所・大学等でのモニタリング検査を実施する。

6 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

7 その他

- 緊急事態宣言の措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

■ 特措法第24条第9項に基づく時短要請対象施設

(* 飲食店等は特措法第31条の6第1項に基づく時短要請)

(1) 措置区域内における以下の施設のうち、1,000㎡(床面積の合計、屋外は除く)を超えるもの

施設区分	種別	措置区域内	その他区域
遊技場 (第9号)	マージャン店 パチンコ屋 ゲームセンター テーマパーク 遊園地		
遊興施設 (第11号) (飲食店を除く)	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ 性風俗店 アダルトショップ 個室ビデオ店 カラオケボックス 射的場 ライブハウス 場外馬(車・舟)券場	5時～20時までの要請 ※但し、イベント開催の場合は21時まで	21時までの営業時間短縮働きかけ
運動施設 (第9号) 博物館 (第10号)	体育館 水泳場 ボウリング場 スケート場 ゴルフ場 ゴルフ練習場 バッティング練習場 陸上競技場 野球場 テニス場 柔剣道場 弓道場 スポーツクラブ ホットヨガ ヨガスタジオ 博物館 美術館 科学館 記念館 水族館 動物園 植物園		
		人数上限5000人かつ収容率要件(※)以下とする (※) 大声なし:100%以内 大声あり:50%以内 入場整理等の働きかけ	

劇場等 (第4号)	映画館 プラネタリウム 劇場 観覧場 演芸場	5時～21時までの営業時間短縮要請	21時までの営業時間短縮の働きかけ
集会・展示施設 (第5号・6号)	集会場 公会堂 展示場 貸会議室 文化会館 多目的ホール 結婚式場(飲食店を除く)	※但し、イベント開催以外の場合は20時まで	
ホテル等 (第8号)	ホテル(集会の用に供する部分に限る。) 旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件(※)以下とする (※)大声なし:100%以内 大声あり:50%以内 入場整理等の働きかけ	
商業施設 (第7号・12号)	大規模小売店 百貨店 ショッピングセンター 家電販売店 ペットショップ(ペットフード売り場を除く) ペット美容室(トリミング) 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場(集客活動を行い、来場を促すもの) 古物商(質屋を除く) 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ DVD/レンタルショップ アウトドア用品、スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物屋 旅行代理店(店舗) アイドルグッズ専門店 ネイルサロン まつ毛エクステンション スーパー銭湯 岩盤浴 サウナ 日焼けサロン 脱毛サロン 写真屋 フォトスタジオ 美術品販売 展望室	5～20時までの営業時間短縮の要請(但し生活必需物資を除く)	21時までの営業時間短縮の働きかけ(但し生活必需物資を除く)

■ 時短要請対象外施設

(2) 上記(1)の表に掲げる施設のうち、1,000㎡(床面積の合計、屋外は除く)以下のもの＝働きかけ

(3) その他区域における上記(1)の表に掲げる施設＝働きかけ

(4) 以下の施設

施設区分	施設	措置区域内	その他区域
医療施設	病院 診療所 歯科 薬局 鍼灸・マッサージ 接骨院 柔道整復	感染防止対策の徹底等の働きかけ	
生活必需物資 販売施設 (豪奢品を除く)	卸売市場 食料品売り場(移動販売店舗を含む) コンビニエンスストア 百貨店(生活必需品売場) スーパーマーケット ホームセンター(生活必需品売場) ショッピングモール(生活必需品売場) ガソリンスタンド 靴屋 衣料品店 雑貨屋 文房具屋 酒屋		
住宅・宿泊施設	ホテル カプセルホテル 旅館 民泊 共同住宅 寄宿舎 下宿 ラブホテル ウィークリーマンション		
交通機関等	バス タクシー レンタカー 電車 船舶 航空機 物流サービス(宅配等含む)		
工場等	工場 作業所		
金融機関・官公署 等	銀行 消費者金融 ATM 証券取引所 証券会社 保険代理店 事務所 官公署		

その他 (豪奢品を除く)	貸倉庫 郵便局 メディア 不動産業者 火葬場 獣医 ペットホテル たばこ屋 (たばこ専門店) ブライダルショップ 本屋 自転車屋 園芸用品店 修理店 (時計、靴、洋服等) 鍵屋 100円ショップ 駅売場 家具屋 自動車販売店、カー用品店 花屋 ランドリー ゴミ処理関係 神社 寺院 教会	感染防止対策の徹底等の働きかけ
学校 (第1号)	幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 高等専修学校 高等専門学校 中等教育学校 特別支援学校	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学習者本位の効果的な授業の実施等を要請
保育所等 (第2号)	保育所等 (幼保連携型認定こども園を含む) 学童クラブ 障害児通所支援事業所 上記以外の児童福祉法関係の施設 障害福祉サービス等事業所 老人福祉法・介護保険法関係の施設 婦人保護施設 その他の社会福祉施設	
大学等 (第3号)	大学 専修学校 (高等専修学校を除く)・各種学校 日本語学校・外国語学校 インターナショナルスクール	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所 学習塾 オンライン授業 家庭教師 英会話教室 音楽教室 囲碁・将棋教室 生け花・茶道・書道・絵画教室 そろばん教室 バレエ教室 体操教室	
集会場等 (第5号)	葬祭場	
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理等の働きかけ
商業施設 (第12号)	銭湯 (物価統制令の対象となるもの) 理容室 美容店 質屋 貸衣裳屋 クリーニング店	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供 (酒類の店内持込含む) 及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ
遊興施設 (第11号)	マンガ喫茶 ネットカフェ	